

とちぎ食の安全・安心推進会議
(第4回) 議事録

1. 開会日時 平成20年10月27日(月) 午前10:00～11:30

2. 場 所 栃木県庁本館6階大会議室1

午前10時00分 開 会

(田辺総括)

ただいまから第4回とちぎ食の安全・安心推進会議を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます栃木県保健福祉部生活衛生課課長補佐の田辺でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、簡単に本日のご予定を紹介させていただきます。まず、栃木県保健福祉部長よりごあいさつを申し上げた後、議事に入り、おおむね11時30分の終了を予定しております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

会議中、発言がある場合は、お近くのマイクを引き寄せてご発言をしていただきたいと思います。

なお、会議は公開で行います。本日は県政広報番組制作のためテレビカメラによる撮影があります。ご了承ください。また議事録につきまして県のホームページで公開をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは開会に当たり、栃木県保健福祉部長、荒川勉からごあいさつを申し上げます。

(荒川部長)

おはようございます。

第4回のとちぎ食の安全・安心推進会議の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。各委員の先生方には、公私ともに大変お忙しい中、本日の会議にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。また食品衛生行政を初め、諸般の県行政の推進に当たりまして、日ごろから多大なご理解・ご協力を得ておりますことに、この機会に厚く御礼を申し上げたいと存じます。

申し上げるまでもなく、「食」は私たちの命の源であります。食品の安全性を確保することは県民が安心して生活を送る上で不可欠の要件であります。

しかしながら先月には事故米穀の不正規流通問題や、中国における牛乳等へのメラミン混入事件が発覚し、今月に入ってから中国産冷凍いんげんに混入された農薬による健康被害、さらにはカップめんからの防虫成分検出事件が発生しております。県内では幸いにも健康被害が疑われる事例は現在のところございませんけれども、食品の安全性に対する消費者の不安は依然として大きいものがございます。

こうした食品に関する問題が多発する中で、食品事業者には、法令の遵守はもとより、消費者の信頼にこたえる事業活動がより一層強く求められております。

県といたしましては委員の皆様からのご意見をいただきながら、本年3月に策定いたしました「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」を着実に推進するため、関係部局が安全で安心な食生活の実現に向けて力を合わせて取り組んでいるところでございます。

本日の会議では、平成19年度食の安全・安心・信頼性の確保に向けた施策に関する報告書及び食品衛生法施行条例の一部改正などについてご報告申し上げますこととしておりま

す。委員の皆様からいただくご意見を踏まえ、消費者を初め食品関連事業者や関係機関との連携を図るとともに、食の安全・安心に係る各種施策をさらに積極的に展開してまいりたいと考えておりますので、活発なご討議をお願いいたしましてごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(田辺総括)

続きまして、本年度、委員の交代がございましたので、改めて委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、東洋大学経営学部、石井晴夫会長でございます。

続きまして、自治医科大学教授、中村好一副会長でございます。

下野農業協同組合理事、大山寛委員でございます。

栃木県生活衛生同業組合協議会専務理事、小野口勝巳委員です。

社団法人栃木県栄養士会会長、恩田淑子委員です。

公募委員の柿沼範洋委員です。

株式会社下野新聞社取締役主筆、黒内和男委員です。

社団法人日本食品衛生協会技術参与、小久保彌太郎委員です。

社団法人栃木県食品産業協会会長、高橋昭明委員です。

栃木県生活協同組合連合会会長、竹内明子委員です。

続きまして、県議会から五月女委員の後任として今年度選任されました、県議会議員の津久井富雄委員です。

フタバ食品株式会社、手塚佳久委員です。

公募委員として選任されました富永クミ子委員です。

宇都宮大学農学部附属農場准教授、長尾慶和委員です。

社団法人栃木県食品衛生協会会長、中村次郎委員です。

栃木県スーパーマーケット協会監事、藤沢秀雄委員です。

栃木県市町村消費者団体連絡協議会会長、山岡美和子委員です。

なお、委員の栃木県食生活改善推進団体連絡協議会会長、小川擁子委員におきましては出席との報告を受けておりますが、若干遅れております。

また、今克枝委員と高橋勝泰委員からは欠席との報告を受けております。

次に事務局の職員を紹介いたします。北澤潤保健福祉部保健医療監でございます。

続きまして、山口幸志農政部次長でございます。

小野塚和康生活衛生課長でございます。

河南健経済流通課長でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

ここで保健福祉部長は所用のため退席させていただきます。

(荒川保健福祉部長)

失礼いたします。よろしく願いいたします。

(田辺総括)

それでは、この後の進行につきましては石井会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(石井会長)

皆さん、おはようございます。ご紹介にあずかりました推進会議の会長を仰せつかっております東洋大学の石井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

きょうの下野新聞に、しもつけ21フォーラムのかなりの中心部分の、前回の関東農政局長さんのお話が出ておりました。これからの農業は、土と水と、そして技術があれば再

生可能だというお話が最後のところで、これからの農業施策という中でお話がございました。よく考えてみますと、そこにさらに担い手ですね。これがやはりどうしても必要だというふうに思っております。本県におきましても農業後継者の育成、最重要課題でございますし、それからまた本県の最もすぐれている土ですね。土地と、そして水が、最高の資源がございますので、それをいかにかいい農産物、食品を形成するためにも、ぜひ担い手と加工技術をさらに深めて、そしてマーケティング協会さん、経済流通課さん初め、関係各位の皆さんの努力で世界に打って出る、誇れる、やはり栃木の農産物、食品を展開していただければ大変ありがたいというふうに思っております。きょうの朝の下野新聞さんを読んで、非常に心強く思っている次第でございます。ぜひ委員の皆様方にも、今日は、さらに栃木県の優位性を高めるための食の安全・安心・信頼を確保するための第4回の会議でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは座らせていただきまして、議事の方、進行させていただきます。

それでは最初に、平成19年度食の安全・安心・信頼性の確保に向けた施策に関する報告書につきまして、事務局からご報告のほど、よろしく願いいたします。

(亀山主幹)

生活衛生課の亀山と申します。

19年度の食の安全・安心・信頼性の確保に向けた施策に関する報告の概要をご説明させていただきます。

資料1、報告書の1ページをご覧ください。本報告書はとちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例第18条の規定によりまして、平成19年度に講じました施策の概要とその達成状況について、県議会に報告するとともに県民に公表したものです。なお、内容は平成17年度から19年度までの3年間を計画期間として策定しました「とちぎ食の安全・安心行動計画」の進行管理と評価を主な内容としています。今回は計画の最終年度になります。

計画は11のアクション、25の個別事業を掲げ、このうち18の個別事業に推進目標を設定して事業を実施しました。その結果、目標を100%達成したものを達成、80%以上達成したものを概ね達成と評価し、これらの事業は18事業のうち13事業となり、事業全体の72%でありました。残りの5事業については推進目標の80%に至らず未達成となっております。なお、平成20年度からは、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例に基づき、新たに策定しましたとちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画により、各種施策を展開するとともに具体的な数値目標の達成に努めてまいります。

個別事業の評価は2ページから5ページにかけて記載しています。推進目標を設定した事業の3年間の目標と実績を表にまとめたものです。昨年までは各年度の目標と実績を記載しておりましたが、今回は計画の最終年度に当たることから3年間の結果を記載しました。なお、推進目標を設定していない事業については6ページに記載しております。

8ページをご覧ください。個別事業の実績は8ページから33ページに記載しています。個別事業ごとに(1)に事業・取組の実施状況等といたしまして、事業計画とその実績を記載し、(3)に施策の展開といたしまして今後の対策を記載しております。これは平成20年度から基本計画により事業を推進しておりますので、基本計画に沿った内容となっております。このうち推進目標を達成できなかった事業について、今後の取り組みを説明いたします。

14ページをごらんください。アクション2、HACCP方式の導入促進といたしまして、2-2食品自主衛生管理認証制度(とちぎハサップ)の導入の推進。中ほどに推進

目標と指標名、食品自主衛生管理認証事業者数でございますが、目標数60に対し実績が23となり達成率38%でした。

今後の取り組みとしては、認証制度について食品等事業者及び消費者等に一層の周知徹底を図るとともに、認証取得施設を積極的に公表することにより事業者の認証取得を促します。また、マニュアル作成が負担となっている事業者が多いことから、平成20年度はマニュアル作成セミナーを開催し、意欲のある事業者に対する支援を行っております。

次に21ページをごらんください。アクション7の食品の安全性に関する調査・研究の推進で7-1、地域特産作物に係る農薬の効果及び残留性の研究についてですが、内容としまして次のページ、22ページをごらんください。中ほど(2)推進目標と実績の欄で、推進目標の指標名、県が試験を実施する地域特産作物に係る農薬数、目標数8に対し実績が6となり達成率75%でした。これは生産組織から試験の要望がありましたが、作付時期の関係で平成19年度中の実施が困難であったので、20年度に実施することとなっております。同じページの7-4、残留農薬の一斉分析法の研究については、推進目標の指標名、残留農薬一斉分析項目数の中で目標数100に対し実績が60となり、達成率60%でした。これは新たな分析機器の導入のため計画を見直しました。今後は一斉分析法による残留農薬検査を確実なものとし、検査農薬項目の増加と検査の効率化を図ってまいります。

次に26ページをご覧ください。アクション8の8-3、食育の推進。中ほどになります(2)で推進目標の指標名、食育推進ボランティア数〔とちぎ食育応援団員数〕ですが、これは食育元気プランの策定によりまして、平成18年度から指標名及び目標を変更しております。目標数500に対し実績が395となり、達成率79%と、わずかに及びませんでした。各種広告媒体やイベントを活用しPRいたしました。十分浸透しておりません。今後は食育推進のボランティアである、とちぎ食育応援団の登録と、地域における活動を促進いたします。

なお、28ページのアクション9、その中で9-1、生産者と消費者の相互理解の推進。中ほどの推進目標ですが、食と農のサポーターの登録数〔とちぎ食育応援団員数〕、これは今ご説明いたしましたものと同じものです。これは行動計画策定時には別の指標であったものを平成18年度の食育元気プランの策定に伴いまして統一したためです。

次に34ページお願いいたします。2の危害情報の申出ですが、これは県民から住所・氏名等を明らかにして県に寄せられた情報です。表のとおり114件でした。これらの情報はすべて健康福祉センターに寄せられたもので、適切に対応しております。

次に3、施策の提案ですが、平成19年度の提案はありませんでした。

4のとちぎ食の安全・安心推進会議については、条例に基づく会議といたしまして、開催状況と各委員さんの名簿を織り込んでおります。

36ページ以降は用語解説となっております。

以上で概要の説明を終わらせていただきます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

それではただいまのご説明に対しましてご意見等、賜りたいと思います。どうぞ、どなたからでも結構でございますので何なりと。また、ご発言の際にはマイクを持ってお話の方をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

どうぞ、黒内委員。

(黒内委員)

素朴なことを聞くんですけれども、アクション5とアクション6の、食品営業者に対す

る監視指導の強化と食品表示の適正化の推進ということで、施設監視達成率ということで、平成19年度、100の102で達成と。食品表示の適正化の推進も18に対して29ということで達成という形になっておりますけど、この達成としている、どういう調査の仕方ですらという形をもって達成としているのかというのを一点、まずお聞きしたいと思いません。

(石井会長)

ありがとうございます。それでは事務局の方からお答えの方をお願いします。

(八木沢副主幹)

保健福祉部生活衛生課食品衛生担当の八木沢でございます。

まず一点目の食品営業者等に対する監視指導の強化の部分でございますが、この達成率102、具体的には101.5%の達成率という状況でございます。この判断の仕方につきましては、県内に調査対象施設、トータルで約3万5,000件ございます。これを食品による危害度に分けまして、5段階に分けてそれぞれの施設をランク分けしてございます。まず、これらの施設についてランク分けしまして、多いところでは、危害度の高い施設につきましては年3回以上の監視。次の2番目のランクとしては年2回以上の監視、そういう形でランク分けしまして、一番下の5段階目の施設については3年から5年に1回の監視の対象という分類をしてございます。そのようなランク分けをしまして、具体的には1万4,300余りの監視予定件数というのがまずベースになりまして、このベースの数字に対しまして監視率が101.5%という算定の仕方をしてございます。

(黒内委員)

わかりました。確かに表面上は年3回以上監視して、それによって問題ないですよと、監視についてはきちんとやっていますよということなんでしょうけれども。冒頭、保健福祉部長が話していた事故米ですね。あれは5年間で96回立入調査したけれども、結局見つからなかったと。本県も昨年の秋から今年にかけて、いわゆる産地偽装等についても3件ほどあったと思うんですね。

何を言いたいのかということ、監視はしっかりやっていますと言われても、現実問題として産地偽装等の事件がありますと、一体検査というのはどういうふうに、しっかりやっているのかなという疑問を持つわけですね。前回も、昨年の委員会でどなたかの委員が安全を保障するのはやっぱり検査と監視だと。検査・監視がしっかりなされていなければ、いわゆる消費者の安心というのは担保できないという話があったと思うんですが、そういう意味から言うと、どうも県の調査とか報告書は、いつもきちんとやっていますということなんだけれども、現実問題としてはいろんな問題が出ていると。どうも検査のあり方に何か問題がないのかなという素朴な疑問を持ちますので、その点について、もしお答えいただければ答えていただきたいと思います。

(石井会長)

それでは事務局の方、お願いします。

(八木沢副主幹)

生活衛生課の八木沢でございます。

委員ご指摘のとおり、一律、例えば最も危害度が高い施設で年3回以上ということで整理してございますが、実際には一律そういう形ではございません。例えば、その地域の実情に応じて、あるいは通常の監視においてやはり問題が多い施設等についてはそれに見合った形での調査を実施しております。

例えば、本県は、ご存じのように県北地区は大きな観光地を抱えていまして、やはり一つ大きな事故を、例えば食中毒なんかが発生すれば、やはり地域の経済にも関係する、そ

ういう状況もございます。また、大きな製造施設も数多くございます。そういったところについては、やはり重点的に実施すべきであろうということで、それぞれの地域の実情等を勘案して、各健康福祉センターごとに独自の目標を設定して監視・指導を実施しているという状況がございます。

(石井会長)

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

はい、どうぞ。

(長尾委員)

今の点と関連してお尋ねしたいんですけども、こうした報告書の具体的な成果を、今のような件数とかではなくて、どこかで客観的に評価できないのかなということ、少しこの報告書を見させていただいたんですけども。

例えば32ページのアクション11のところ、食品表示ウォッチャーによるモニタリング活動の推進というところがあります。その中で(3)の施策の展開というところで、「食品表示ウォッチャーのモニタリング結果に基づき」というふうにあるんですけども、このモニタリング結果について、わかっている範囲で結構なんですけれども、どのような結果が得られているのか。それが今のお話と関連しているんじゃないかと思ってお尋ねします。

(石井会長)

それでは、お答えの方をよろしく申し上げます。

(河南経済流通課長)

経済流通課でございます。お答えをいたします。

このウォッチャーの制度なんですけれども、我々も国の制度に倣いまして平成14年からスタートしております。今まで毎年というか、毎年度というか、お願いをして続けてきたところがございますけれども。おかげさまをもちまして、結果としては主に生鮮食料品の原産地の表示率というんでしょうか、上がってきておりまして、平成20年度の1回目の調査のベースで見ますと、全体の85%程度は極めて表示がきちんとなされているというような結果になっております。

ちなみに一言付言させていただきますと、この後のフォローという形で、必ずしも十分ではない、そういう店舗に対しましては、県から、あるいは国の農政事務所とも協力をして現地指導に入る、あるいは文書を発出するといった、そういう取り組みでフォローアップをしているところでございます。

(長尾委員)

一応確認ですけれども、そうすると85%がきちんと表示されていて、それが適正な表示であるというふうに判断されているというふうな。

(河南経済流通課長)

この表示率につきましては、まず、そもそも表示がされていない。例えば国産か外国産かというものが表示をされていない、その部分を見ていただくという形でウォッチャーの方からご報告をいただいております、その表示自体が真正かどうか、であるところはなかなかウォッチャーの方々では判断はできないというふうに思っております。

(長尾委員)

後者のところが今すごく重要になっていると思うんですけども、その辺を監視する仕組みというのはどういうふうになっていますか。

(河南経済流通課長)

先ほど黒内委員の方からもございましたけれども、我が県におきましても昨年度から、

いわゆる産地偽装というものが表面化しているわけなんですけれども、我々のところにはいろんなルートで情報が入ってまいります。例えば国の方に寄せられた匿名の情報、そういったものが農政事務所を通じまして県の方に通知をされてくる場合もありますし、それから我々の方に直接食品表示110番ということで、まあ匿名の方が多いんですけれども、お電話いただく。何かおかしいんじゃないかというお電話が入ることがございます。我々といたしましては、その情報を受けて、どうも信憑性が高そうだというような場合には現地に赴きまして調査をして帳簿等のチェックを行う、そういったことで対応しているところでございます。

(長尾委員)

ありがとうございます。きちんと情報を集めて対応をされているというふうなこと、おむね今のでわかったんですけれども、その辺のウォッチャーがカバーできないようなところが重要だと思うんですよね。ですから、こういうような情報があつて、何件調査して、それがこうであったというふうなところも、こういうふうなところにオープンにしていただければ、より我々としても安心できると思いますので、ご検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

ほかにもございますでしょうか。

それでは、この後もまだ全体討議がございますから、先に進めさせていただきまして。まだたくさん、ご意見賜る時間はございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは(2)の食品衛生法施行条例の一部改正につきまして、事務局からご報告お願ひいたします。

(八木沢副主幹)

保健福祉部生活衛生課の八木沢でございます。

この10月16日付で交付されました食品衛生法施行条例の一部改正についてご説明いたします。資料はNo.2をごらんいただきたいと思います。

まず改正の趣旨でございますが、食品衛生法並びに栃木県食品衛生条例による許可の対象業種以外の食品製造業等について届出制を導入することなどにより、食品の安全性の一層の向上を図るため所要の改正をいたしました。

改正の内容といたしましては、届出制の導入と健康被害情報等の報告義務規定の追加がございます。

まず、届出制の導入につきましては、この資料の4番に参考としてお示しいたしました概念図もあわせてごらんいただきたいと思います。まず届出制の導入につきましては、ことし3月に策定いたしました、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画に基づきまして、食品衛生法等による許可の対象業種以外の食品関係施設を把握して、監視指導の対象を拡大することを目的といたしまして、これまでにない新しい制度として届出制を導入するものでございます。届出を要する業種等といたしましては、まず食品衛生法等に基づく許可の対象業種以外で比較的危害度が高いと判断した食品または添加物の製造業または加工業、いわゆる食品製造加工業等。営業以外の場合で学校・病院・その他の施設において継続的に、不特定または多数の者に食品を供与する、いわゆる給食施設を対象としております。

次に健康被害情報等の報告義務規定の追加についてでございます。これまで健康被害情報等の報告につきましては、法的には患者を診察した医師にのみ義務づけられていたにすぎません。ことし1月に発覚しました中国産冷凍ギョウザ事件を契機といたしまして、

この4月に国が定める食品等事業者が実施すべき管理・運営基準に関するガイドライン、このガイドラインは食品衛生法施行条例のいわゆる準則に当たるものですが、このガイドラインが改正されまして、健康被害情報等の報告規定が追加されたわけですが、これを受けて本県としても事業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準を改正いたしました。

追加した規定といたしましては、事業者は製造し、輸入し、加工し、調理し、または販売した食品等に関し、次に掲げる情報を得たときは速やかに知事に報告することといたしました。一つ目として、消費者からの健康被害についての情報。ただし健康被害といいますが医師により当該食品等に起因し、またはその疑いがあると診断されたものといいたしました。二つ目として、当該食品が事業者の自主検査により規格基準違反が判明した場合など、法違反についての情報でございます。

次に施行期日等についてでございます。届出制の導入につきましては、事業者に対して一定の周知期間が必要であろうという判断から、約3カ月間の周知期間を設けまして、年末年始の県の休日明けであります平成21年1月5日からの施行、健康被害情報等の報告義務規定の追加につきましては、緊急性を要することから公布の日から施行することといたしました。なお届出制の導入につきましては、既存の事業者に対する経過措置を設けてございます。以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

これは届出義務があるということなんですが、例えば、これを届出しなかった場合は何かペナルティがあるんですか。

(八木沢副主幹)

これは義務ではあるんですが、罰則等の対象にはおりません。

(石井会長)

ありがとうございます。

それではまた、よく見ていただいたり、この後もまたBSEの問題等ございますので、そこも含めてこの後、全体討議を進めたいというふうに思っておりますので。

それでは先に(3)の「20ヶ月齢以下の牛のBSE検査について」、20ヶ月以下というところのは、今までずっと検査がなされておりましたけれど、今日、またご説明いただきますように義務づけが、ほかの県も行っておるわけでございますけど、予算措置の問題とか、こういった問題によって、国の方の補助がなくなるとか、極めて大きな変化の流れがございますので、この辺につきまして事務局の方からのご説明をお願い申し上げます。

(八木沢副主幹)

では続きまして20ヶ月齢以下の牛のBSE検査について、ご説明させていただきます。経緯とBSE検査の現状、そして今後の対応の順でご説明させていただきます。

まず、これまでの経緯でございますが、既にご承知のとおり、我が国におきましては平成13年9月に国内最初のBSEが確認されまして、この年の10月から全頭検査が始まりました。その後、平成17年8月から、この検査の対象月齢が21ヶ月齢以上に変更されまして、さらに平成20年7月末日をもって20ヶ月齢以下のBSE自主検査費用の国庫補助が打ち切られたわけですが、本県におきましては当分の間、自主検査を継続することとしております。

ここでBSE検査の現状でございますが、ことしの8月末現在の検査の実施状況は、この表にお示ししたとおりでございます。BSE陽性牛につきましては、これまで国内において死亡牛13頭を含め35頭が確認されておりますが、県内におきましては確認され

ていないという状況でございます。また、平成19年度の本県におけるBSE検査頭数は7,969頭、そのうち20ヶ月齢以下は917頭、全体の11.5%という状況でございます。参考として、宇都宮市につきましては、検査頭数は5,586頭、そのうち20ヶ月齢以下は2,623頭で全体の47%という状況です。

次に今後の対応についてでございます。ご承知のように既に食品安全委員会におきまして科学的な評価・検証の結果として、20ヶ月齢以下の牛に対するBSE検査を省略しても特定危険部位を除去すれば、人のBSE感染のリスクは増加することはないとの見解が示されております。もちろんこの評価・検証結果につきましては、本県といたしましても十分理解しているところではございますが、次に掲げました理由によりまして、本県としては当分の間、自主検査を継続することとしております。

まず一つ目の理由といたしまして、自主検査を省略することについては、依然として県民の十分な理解を得ているとはいえないことから、現段階での自主検査の終了は、県民や関係事業者の混乱を招く恐れがあるということ。二つ目といたしまして、ことし9月に行われました厚生労働省の調査によりますと、平成21年度以降の自主検査について、この時点で中止を表明している自治体はないこと。また仮に自主検査を終了した場合、食肉流通において自主検査継続の自治体との差別化、あるいは地域間の格差が懸念されることなどが挙げられます。

以上の状況から、今後の自主検査の継続につきましては、引き続き県民や関係事業者、そして他の自治体の状況等を勘案しながら慎重に判断することとしております。

資料の最後に今年度のBSE検査に要する予算措置の状況を紹介させていただいております。ちなみに自主検査に要する費用として、75万5,000円の予算を確保しております。

以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

これは20年の7月末をもって国の補助が打ち切られたわけでございますので、残りの部分で75万5,000円ということで、来年度からは、もう全額県の負担ということになるわけですね。

(八木沢副主幹)

そうです。

(石井会長)

ありがとうございます。

どうぞ委員の皆様、このBSEも含めて、ご意見・ご質問等を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

藤沢委員、お願いします。

(藤沢委員)

この検査の頭数の中に死亡牛というのがあるんですが、死亡牛というものの説明をお願いしたいと思うんですが、どういう状況の死亡牛なのでしょう。

(畜産振興課)

死亡牛というのは、実は農場で飼われていた牛が自然に死んだ場合に、24ヶ月齢以上の牛はすべてBSE検査をするということでございます。ですから農家の方が牛を飼っていて、その牛が農家で死んでしまった場合に24ヶ月齢以上だと、すべて検査するということでございます。

(石井会長)

ありがとうございました。よろしゅうございますでしょうか。

(藤沢委員)

死亡の原因とかということには関係なしに、全部検査をしているということですね。

(畜産振興課)

はい。原因については、BSE特別措置法では届出項目にはございませんけれども、例えば獣医さんが診断したものについては県として独自に集計してございます。

(藤沢委員)

ありがとうございました。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

どうぞほかに。はい、山岡さん。

(山岡委員)

先ほどの質問にも関連するんですが、食品衛生法の条例の一部改正ということで、義務づけとか、検査については罰則とかそういうものは何にもないということをおっしゃられましたね。ここ何日か、大手のハム業者なども、やはり自分のところで、わかっていたんですけど、やはり公表しなかった。今、いろいろな問題が起きているときに、業者って、なかなか自分で自己申告しないで、どうにかおさまってしまえばいいというような感じで、何かこう、消費者が不安を抱くところばかりなんですね。冒頭、黒内委員さんがおっしゃったように、食の安全・安心という、こういうような立派なものがつくられて、消費者の安心・安全を、行政ともども守っていただく制度ということで、いろいろなところでやっているとは思いますが、実際には事件がもう毎日のように起きているんですね。消費者はどういうところで信頼をしていいのかというのがわからないんですね。会長さんがおっしゃったように、栃木県で、やはり身近なところでしっかりと農政、食品の施策をしっかりと、消費者にきちんとした形で、見える形で、安全が守られるということが一番望むところなんですけれども、やはり今、外国から来るものも、やっぱりこれはもう防ぎようがない。現実には、お店に行っても、消費者は全部手だてができるかということを感じましたときに、やはり食の安全を守っていくには、行政がやっぱり罰則とか、そういったところをきちんとしたところで示していかないと、交通ルールの違反じゃないですけども、たまたま見逃してしまっただけで通り抜けたみたいところが非常にあるように感じています。やはりこういう行政でやれるところは、きちんとした法の整備をしていただきたいというのが、一つの問題ではなくてすべてに関して感じています。

(石井会長)

ありがとうございます。

この辺は県の、今、山岡委員、非常に重要なご意見言っていただきましたので、国への働きかけとか、あるいは県独自の条例をつくるとか、そういった動きとか対応というのはいかがでございますでしょうか。

課長、お願いします。

(小野塚生活衛生課長)

生活衛生課、小野塚でございます。

食品衛生法に基づく罰則ということにつきましては、食品衛生法、非常に古い法律でございまして、昭和22年にできている法律で、それから逐次改正しているわけでございます。当然その中の罰則というものについては、それ相応の罰則規定というのが設けられております。ただ、ご案内のように、今騒がれている一連の食の問題につきましては直罰というものは、食品衛生法の中でないのは事実でございます。ただ、間接的に、例えば今日

報道がありました某ハム会社の水道水を使ったシアンの問題については、当然、井戸水使用の場合は水質検査を実施し、有害物質が含まれていない水道水、そしてまた滅菌された水道水を使うということで規定が設けられております。ただ、それが履行されなかったから直罰ということについてまで規定というものはございません。

いずれにしましても食の安全・安心という問題につきましても、私ども行政としてやるべき行為というのは当然やっていかなくてはならないと当然考えているわけですが、やはり今ここで問題になっている大きな問題というのは、決して責任転嫁するわけではございませんが、いわゆる企業のコンプライアンス、法令遵守、あとは会社のモラルハザードというんですか、社内倫理ですね、この辺を断固として履行していただくということをやっているかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに私どもは思っております。私どもは先ほど申し上げました立入検査、食品衛生法に基づく立入検査の中では、その辺は強く指導を図っているところでございます。

当然こういうふうな問題につきましても、国、法の罰則規定とか、あるいは条例の罰則規定というのは、当然やっぱりこの事故・事案についてどう対応していくかということについて、法律については国の方に要望をしていきたいというふうに思っていますし、条例の中ではまた条例の中で研究していかなくてはならないのかなというふうには考えております。

ただ、今、既存の条例あるいは法の中では、今の食の安全に対して進めていかなければならないということで考えているところでございます。以上でございます。

(石井会長)

ありがとうございます。

それでは高橋委員、お願いします。

(高橋昭明委員)

今、山岡委員さんもおっしゃいましたけれども、きちっとしたやっぱり行政の指導、これが必要でございまして、新聞報道や何か、ちょっと遅いじゃないかと。先日やっぱり関西の方で事故米に関して消費者から、もたもたしていないで早く新聞に載せろということで、ちょっと勇み足で早く載せちゃったと。それによってお菓子屋さんが200何十件も全然知らないで、全く当事者が知らないで報道されたと。それによって有名な愛知県のお菓子屋さん、全国に知れているお菓子屋さんの社長さんがやっぱり自殺したという例もありますので、ただ、うわさで報道されては困ると。きちっとした根拠のもとに、報道するときはしていただきたいと。よく話し合っていると、だめだということで、行政の方で一発上からボンと出されちゃうと、風評被害で200何十件のお菓子屋さんが自分で身に覚えのないことで、それから売れなくなってしまった。これはもう今まで何十年も営業していたのが一遍にその信用がないことで、あんまり急いだために自分の職を失ったという例もありますので、報道には十分、根拠をつかんで報道していただきたいと思います。

(石井会長)

ありがとうございます。

黒内委員、お願いします。

(黒内委員)

今の話の中で一点だけ、誤解があるといけないのでマスコミの立場として説明しておかなきゃならないかなと思うのは、我々はよく、新聞が書くから不安をあおったと言われるんですけども、基準値を上回る、今回の伊藤ハムの例の地下水源の話もそうですけれども、基準値を上回るシアンが検出されたと。だからそれをきちんと報道しているんであって、過去にも水俣病を見てもわかるように、砒素ミルク、または四日市ぜんそくとか、

日々の、何て言うんですかね、微量であって、それは基準値を上回っても健康には別状ないんだと、マスコミは騒ぎ過ぎると僕らはよく言われるんです。しかし、こと食の問題に関しては、毎日我々が食べておりますから、それが一日の基準を上回っていても継続して食べていけば甚大な健康被害につながっていくわけですね。ですから一日の基準値を上回った問題で大騒ぎするんじゃないという方もいるけれども、それは看過できないということをもまず一点、言っておきたいと思います。

あともう一点は、先ほど行政の立場で強く指導しているけれども、それが履行されなくても罰則はないと。これは企業のコンプライアンスの問題だという話でしたけれども、私は行政というのは、県民の税金を預かって、いろんな県民の暮らしと命を守るという立場で、やはり行政をやっていく立場にある者は、やっぱりそういう視点を忘れてはいけないと思うんですね。企業のコンプライアンスと言ってしまうと、もう企業の責任の問題ですよということになりかねないので、そういう言い方はやめていただきたいということを一点。

あと伊藤ハムの問題で、今回地下水については、検査は義務づけているけれども、その報告は、いわゆる企業側が、いわゆる自主的な報告だという話なんです。県内にも地下水を水源として食品加工をしている企業が随分あると思うんですね。これはやっぱり伊藤ハムの問題は、他山の石じゃなくて、やっぱり県内に置きかえてみれば、相当そういう業者もあると思うので、それらに対する県の今後の対応、対応というのは調査するのとか、または何ですかね、具体的に今どのようなことを考えているか。そこら辺をお聞きできればと思います。

(石井会長)

ありがとうございました。

それでは小野塚課長、お願いします。

(小野塚生活衛生課長)

今、一つ目の最初のコンプライアンスということは、決して企業に押しつけているという気は、そういうつもりで私は発言したわけではございませんので、あくまでも私どもはそういう、まずもって企業がやってくれることは当然やってくれる。そのために私どもは指導をしていくということで、すべて企業側の責任ということではございませんので、それだけご理解いただきたいと思います。

もう一つ、まさに今問題になっているハム会社の件につきましてでございますが、県内にも、公共水道を使っているものについては水質検査の義務づけというのはございませんけれども、飲用井戸、井戸水を使っているものについては当然検査をしなければならないということで、検査をしてもらっております。県内に幾つかの、特に大きな企業については井戸水を使っております。それについては水質検査を履行しているかどうかということについて、まず今までは私ども現況としては、立入検査の中でチェック項目の一つとして検査をしております。今回のこの事案につきましては当然、対岸の火事ということでは考えてございませんので、私どもとしても即、水質検査の履行状況というものは確認するというので指示しているところでございます。

以上でございます。

(石井会長)

ありがとうございました。

よろしゅうございますか。はい、どうぞ、津久井委員。

(津久井委員)

この会議に初めて参加させていただきますけれども、皆様方のご意見を聞かせていただ

きまして、本当に食の安全・安心に対しては重要な時期に入ったなというような感じがいたしております。私も生産者の一人として栃木県のGAPを取り入れて、その達成度がほぼ達成しているということで、あとはハサップについては、どうもまだ未達成だと。やっぱり立場立場によって危機感が違うのではないのかなという感じがいたしております。そこで行政の方としては、未達成の部分について必要目標を掲げたわけですから、それを早急に数値目標を達成するための手法というものはとっていかなければ、その責任を果たせないだろうという感じがします。ハサップについて今後どのように対応していくのかという点をまず第一点、お伺いをしたいと思います。

また全般的になりますけれども、BSE、この件に関して国は20ヶ月以下は安心だと、お墨つきを与えております。なかなか私も厳しい立場だろうと思うんですが、県としてはやはり周りの状況を見ながら、ほぼ全体的に、全国的にも安心だろうというような流れができたなら、栃木県としても20ヶ月以下の検査はやめようかというようなニュアンスに聞こえますが、財政だけで食の安全・安心は語れませんが、実際には検査等をするにしても、県税を、5万なり10万なりの経費がかかっているわけでありますから、どうしても厳しい県財政の中で費用効果といいますか、こういったものを上げていく上では、国がお墨つきをつけたものに対してまでも、より検査を徹底してやっていくということについてどこまでやれるのか、どこまで県民の皆さんがそのことに対して承知をしてくれるのかといったところまでの深いPRをした上で続行すべきではないのかと。急に国の補助金がなくなるわけですから、約900万ですか、県民の負担増になります。一つBSEをとりましても、こういうような状況になってきますから、これも安心、あれも安心、そのためにこれもしなさい、あれもしなさいということになってきますと、大変に県財政としても厳しいところが出てくるんですが、この点に対して一点、二点目。

あとは最後になりますが、先ほども別の委員さんからお話がありました。違反食品というんですか、不安な食品を出した生産者、業界、そういったところに対して余りにも罰則が緩いのではないか。食の安心・安全につきましては多岐にわたっているような要素がありますから、発生者といえども、これは100%意識してやった人と不可抗力と、地下水が汚染されていたのがわからなくて、たまたまやってしまった。それから自分も企業をやっているんで報告がおくってしまったというところには若干の誤差があるとは思いますが、やはり一罰百戒という言葉も古来からあります。やはりこれはもう意識的に間違いなく安全でないことがわかっていながら自分の利益のためにやったということがはっきりすれば、これは自己責任というルールをしっかりとつくっていただいて、新聞報道等で健康被害に気づいたということじゃなくて、自らがその責任をとるというような、やっぱり企業風土、そういうものを栃木県の中からしっかりと皆さんつくっていきましょうという運動を、この委員会が中心になって上げていただければと思います。

(石井会長)

どうもありがとうございます。

大変重要なご指摘もいただきましたので、3点ほどですね。特に冒頭、経費のお話がございますように、安全は確かに絶対必要なんですけれども、そのためにはやはり当然コストがかかってくる。BSEに関しましてもほぼ1,000万円、これから、来年度から、予算計上をこれだけでもしなきゃいけない。それからまた国の方では20ヶ月齢以下の牛に対するBSE検査を省略しても、脳・脊髄などの特定危険部位を除去すれば、人のBSE感染のリスクが増加することはないんだというようなお話もございますから、こういったところで、安全とコストの問題も含めて委員の皆様からもご意見を賜れば大変ありがたいというふうに思います。

ではどうでしょうか。はい。

(柿沼委員)

柿沼です。よろしくお願いします。

先だってニュースとかで、食品中に防虫成分パラジクロロベンゼンやナフタレンの混入事件とか、いろいろ多くニュースなどでも報道されて、仕事上そういった分析をしているんですけども、今までなかなか薬局等で販売されているような防虫成分とか殺虫成分とかを実際に分析に組み入れて、そういった生産管理とか、最終的には店頭に並んでいる商品の安全管理はなかなかされていないんですね。

その一つの原因として自分がよく思うのは、農薬という形で販売されているものと、皆さん農薬取締法であるとか食品衛生法であるとか、そういったところでこれは農薬、これは扱ってはいけない、これは入ってはいけないという認識は非常に高いと思うんですけども、実際薬局で販売されている殺虫剤であるとか防虫剤であるというものは、実際にどこの家でも、お子さんがいたり何だかんだ食器が置いてあるようなキッチンとかでバルサンとか、商品名はちょっと不適切かもかもしれないですけども、そういった防虫剤であるとか、そういったものを使用しているわけですよね。そういったものは農薬の顔をしていませんけれども、実際測定すると農薬のような成分が入っていたり、今回問題になっていた防虫剤のパラジクロロベンゼン、ナフタレンとか、ナフタレンは最近ないですけども、そういったものが非常に多く存在している。実際にこういった生産者とか食育とかの関連で、そういった農薬とか食品に関しての教育もさることながら、実際に流通しているさまざまな生活用の家庭用の化学薬品とか、そういったものに対する啓発とか、教育とかも必要になっていくのではないかと思いますので、ちょっと意見として述べさせていただきました。

(石井会長)

ありがとうございました。

どうぞ。

(小久保委員)

今回、伊藤ハムの水の件ですね。実はHACCPシステムの普及啓発ということで、全国で講習会をやっているんですけども、事業者の方は結構水の重要性というのを認識していないところがあるんですね。そういう点で、企業側の対応の問題がありますけれども、このことで非常に大きく取り上げられたということは、案外よかったという気が私はしているんです。

もう一つ、今回のアクション2で自主衛生管理認証制度、とちぎハサップですか、これの達成率が非常に低いということなんですけれども、これはやっぱりHACCPシステムに対する誤解だとか思い込みが非常に強いという気がするんですね。たまたま栃木県では、来月、栃木県の食品衛生協会の協力で、栃木県で研修会をやりますんで、そこである程度そういう興味を持っている方、施設は、HACCPシステムは当然なんだというような認識を持っていただければいいなと思って。この達成率、来年度に期待しているところがあるんですね、実は。

それからもう一つ、BSEの問題に関してちょっと言わせていただければ、私は食品安全委員会で、もう大丈夫だというお墨つきを出したものが、厚生労働省もそれを踏まえて補助金を打ち切ったという経緯があるし、食品安全委員会の委員の方々がいろんな書いているところで、やっぱり自治体、こういう安全という実態にもかかわらずこういう検査を続けるということは、非常にむなししいという話を聞きますので、私はやっぱりこういう委員会で、栃木県というのは結構進んでいるところもありますので、英断をしていただければ

ば、私はむだな費用というのはなくなるというように感じています。

(石井会長)

ありがとうございます。

いかがでございましょうか。はいどうぞ、大山委員さん。

(大山委員)

今、消費者が非常に不安になる問題がいろいろ出ておりますけれども、我々も、私も一人の生産者として、生産や輸入、そして加工・流通・消費など、昨今いろいろと複雑化していると思ひまして、特に輸入農産物の問題が非常に、主に取り上げられているわけです。その中で消費者が実際に原産国表示、あるいは表示の仕方、これについてかなり不安がっている。あるいはわかりにくいというものが非常にあるなというふうに、常日ごろ感じます。生産現場として、GAPの問題やあるいは生産チェックリストとか、大分浸透しています。今も方々に回しまして、かなり浸透はしている。その中で、ぜひ表示の件でわかりやすいような表示の仕方、これはEマーク食品も絡んでくるんだと思うんですが、やはり表示の部分が、後ろを見てもなかなか細かい字で書いてあって原産国表示ですか、そういうものがわかりにくいというのが、非常に大きな問題を生んでいるのかなど。ですから表示の部分、もっともっとわかりやすい表示の仕方なんかも今後ぜひ検討していただければありがたいと、そんなふうに感じています。

(石井会長)

ありがとうございました。

表示については何かありますか。どうぞ、富永委員。

(富永委員)

このところ、ずっと食品に関しては次々とニュースがあつて、ちょっと安心して買い物ができないなという感じがしてしまつたんですけれども、景品表示法もそうですけれども、加工食品にもぜひ国別の表示をつけていただきたいなと思っています。

ちょっとニュースで見たんですけれども、でき上がった業務用の「あん」にも、北海道小豆100%と明示してあるのに中国製とか、それからインゲン豆などが入っていて、実際には北海道の小豆100%ではないということが検査でわかつたというふうなニュースを見たんですけれども、それは業務用の「あん」なので、パンとか、それからお菓子の中に入れてしまつているので、業者とのやりとりで、私たちは実際にはよくわからないで買っているという状態なんですね。中国の食品ですか、大豆もそうですけど、ちょっと農薬とか心配な点が出ていたので、「あん」だけではないと思うんですが、今度は主材料じゃなくて副材料ですね、それも問題が出てきているので、細かいところですけども、国別をぜひつけていただきたいなと思ひました。

それから監視ですね。ぜひ食品表示の方の監視もそうですし、それから生産者に対する監視・指導ですね。それから衛生面の監視・指導もこれからはぜひ強化をお願いしたいなと思ひました。伊藤ハムの井戸水の検査、大体1カ月に一度ぐらいは普通検査することになっていると思うんですけれども、その検査とか、それから運ぶ途中に殺虫剤を置いてあるんですけれども、それもよく気をつければ防げると思うんですね。ぜひ監視・指導をお願いしたいと思ひます。

(石井会長)

ありがとうございます。

はい、小野口委員。

(小野口委員)

いろいろと出ておりますが、ちょっと私の方からお願いしたいと思うんですが。今いろ

いろ出ているハサップの問題もそうでしょうし、コンプライアンスの問題もそうでしょうし、いずれにしてもやっぱり生産者と製造、それを法で守って、いろんなことをこうしなさい、ああしなさいということ言っているわけですね。それはやはり最終的にそれを守らせるのはやっぱり行政じゃないかなという感じがしています。今、皆さんがおっしゃっているように、行政の監視・指導、これは大変重要だと思います。しかしながらここに来て予算、先ほど津久井先生もおっしゃっていましたが、予算的な問題で、監視員そのものの減少とか、あるいは検査体制の予算の確保がとれないとか、そういうものはここでもう一度見直すべきじゃないかなと、そういう時期に来ているんじゃないかと。だから自主管理、自主検査というのはもう限度が来ているんじゃないかと。ということは、こういう時代ですから少しでも軽減したい、会社としてみれば。そのためには1カ月で一回やるべきところを2カ月に一回とか、そういうとびとびになっちゃう。その辺をやっぱり検証していくのが行政じゃないかなと思いますので、この場で申しわけないんですけども、やっぱりここで行政のあり方というか、それをもう少し見直すべきかなと。

それからBSEの問題もそうかもしれません。だから先ほど言ったように国でそういうことで、20カ月齢以下のものはもう安全だということであれば、それはそれとしていいんだと思うんですね。別の方にもっと力を入れて、やっぱり最終的には消費者と生産者、その信頼関係だと思えるんですね。我々も業態的に消費者懇談会というのを過去やっています。それで必ず出てくるのが、現在は食べ物であれば安全・安心ですよ。どうなっているんですか、中国産どれだけ使っているんですか。そういうのが必ず来ますね。そういう場合に、本当に大丈夫なんだよという信頼をもたせるためには、やっぱり行政がお墨つきというか、それがもっともって出て行って検査や何かをするべきかなという感じがいたします。

(石井会長)

どうもありがとうございます。

この資料のナンバー3-2は、ここで先ほどの小野口委員のお墨つきというお話もありましたけど、内閣府の食品安全委員会の事務局のBSEの現状についてということで、詳しくここで出ております。きょうは時間的な関係もございましたのでご説明はありませんでしたけれど、そういう国の方のお墨つきが出ているものと、それからまた、ほかのもっと重要な、あるいはこれももちろん重要なんですけど、検査・ウォッチングしなければならないところというか、そういったところも山のようにあるわけですから、そういった整理をしっかりとこれから、先ほど委員の方からのお話がございましたように、生産者・消費者それから行政と、三位一体で取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

委員の皆様、ほかに。はい、どうぞ。

(長尾委員)

BSEのことでちょっと確認したいことがあって、お尋ねしたいんですけども。

一つは死亡牛のことについて、先ほど死亡牛の検査、24ヶ月齢以上の死亡牛についてはという話だったんですけども、死亡牛については24ヶ月が境目になっているのかどうかということ、21ヶ月ではなくて、ということと、その肉が流通しているのかどうかと、マイナスだったときに、ということ。

それからBSE陽性が栃木県ではゼロですけども、全国で35例出ている中で、20ヶ月齢以下の牛からBSEが陽性だった症例がないのかどうかというようなこと。

それと輸入の肉、アメリカからの輸入の肉というのはもう全国に流通していますけれども、アメリカの輸入の肉については月齢が何ヶ月齢以上のものについてされているのかと

いうふうなこと。

以上について、20ヶ月齢以下のものについて検査をやめるべきかどうかというふうな
ことについての予備知識として教えていただきたいんですけども。

(石井会長)

ありがとうございました。それでは次長、お願いいたします。

(山口農政部次長)

農政部次長の山口と申します。

まずは死亡牛の話ですね。死亡牛は24ヶ月齢以上の死亡牛の検査をするということで、
死亡牛は農場で死んだ牛ですので、場合によると生後、生まれた途端に死ぬ牛もいるわけ
ですね。0ヶ月というか、生まれ落ちるとき。そういう牛までは検査しません。EUあたり
は食用用の牛は30ヶ月齢以上の牛を検査していきまして、BSEは歳をとらないとなら
ないというようなことなものですから、検査は必要ないということなんです。ですから
死亡牛につきましては24ヶ月齢以上。死亡牛というのは農場で死んだ牛ですので、これ
は肉にも何にもなりませんので、一切肉が流通に回るといようなことはありません。

35例のBSEが日本国内で発生している中で、20ヶ月齢が9例目だったかな。それ
から23ヶ月齢が8例目にあつたと思います。どうも世界的にはこの2例はBSEじゃな
いんじゃないかなんていう説もあるんですが、8例目の23ヶ月齢は栃木県で肥育された
牛で、これは茨城県のと場でとさつされた牛です。今アメリカは、アメリカの牛肉はどれ
も全部日本に輸入しろといような話をしていきますけれども、日本はそうじゃないとい
うのを行っているのは、その20ヶ月齢のBSEが過去にあつたということで、20ヶ月
齢でもBSEは発生するというのが日本の公式な考え方なんです。アメリカから今牛肉を輸
入していますが、あれは20ヶ月齢以下なんです。アメリカはBSE検査を日本のよ
うにやっていますので、アメリカ国内で流通している牛肉はほとんど24ヶ月齢未満な
んだそうですが、輸入の条件は20ヶ月齢以下にしているんです。国の人に聞いたらこ
うい言い方をしていました。大学生と高校生の区別はつかないけど、小学生と大学生の区
別はつく。ですから小学生みたいな牛肉を入れていますといようなことなんです。で
すから20ヶ月齢以下で検査をするとか、しないとかという話につきましては、日本国内
で20ヶ月齢が発生したといことなんです。アメリカの牛肉を輸入してもいいとい考
え方と、それはしてはだめだとい考え方のところで20ヶ月齢にこだわるのは、その部
分なんです。日本は全頭とさつした牛を検査していきますけれども、アメリカはして
いませんといことなんです。よろしいですか。

(長尾委員)

確認ですけども、20ヶ月齢で1例発生していますと。20ヶ月齢はBSEが発生す
るので危険だというのが国の公式見解だとすると、20ヶ月齢以下の牛については安全な
ので検査をしなくていいとい国の見解と矛盾するんじゃないかと思うんですけど、その
点は問題ないんですか。

(山口農政部次長)

ごめんなさい、失礼しました。私、ちょっと間違つたことを言いました。訂正します。
20ヶ月齢じゃなくて21ヶ月齢でした。21ヶ月齢と23ヶ月齢です。ですから20ヶ月
齢はオーケーといことです。すみません、訂正させてください。

(石井会長)

それでは中村副会長。

(中村副会長)

ただいまのBSEの検査の問題について、資料3-1に今後の対応といことで県の対

応が示されておりますけれども、私は個人的には国の食品安全委員会が言っているように、省略をしてもさほど問題は起こらないのかなと思っています。ただ、本日の議論の中で抜け落ちているのが、資料3-1の3の今後の対応の1行目の後ろの方から、BSE検査を省略しても特定危険部位を除去すればリスクが増加することはない。「特定危険部位をきちんと除去すれば」という条件が入っています。

したがって、これは県に対するお願いですけれども、と畜場において処理するとき、きちんと特定危険部位を除去するようという指導についてはきちんとやっていただけだと思いますし、その前提のもとで今後20ヶ月齢以下の牛に対して検査を中止するかどうかという議論になってくるんじゃないかなと思います。確認したわけじゃないですが、アメリカですとかなりその辺のところの処理が雑なところもあるというようなことを聞いております。

それから全体につきまして、きょうは食の安全・安心ということで、いろいろ世の中で問題が起こっている中で議論が出ていて、全体の方向としてもっと規制を厳しくというような話があるように私自身感じたんですけれども、これは前回2月の会議のときも申し上げ、今回の議論でも申し上げるんですけれども、やはり行政側の規制というのはある程度の限界がございます。これは予算の関係で、例えば先ほど説明がありました食品衛生監視について、厳しいところは年に3回、一番緩いところは3年から5年に1回という説明がありましたけれども、それでも厳しくやれということであれば、すべての業者に対して年3回とか、そういう形でやればいいんですけれども、そこまで予算がないでしょうという話。

それからもう一つは、やはり行政がやるときには法的な根拠が必要になりますので、そのところは、もう、法の範囲内という話になると思います。そういう意味で行政も確かにしっかりやっていただかなければいけないんですが、やはり生産者の方々、あるいは流通機構のそういった段階でも自主的にきちんとやっていただく。そこが車の両輪のように働いて初めてうまくいくのかなと。

そこにはやはり消費者の視点というのが当然必要になってまいりまして、今の状況ですと何でもかんでも安い方がいいというような風潮がございます。けれども、やはり安全なもの安心なものを手に入れるためにはそれなりのコストが必要ですよ。それを生産者あるいは流通業者に全部負担させていると、恐らくつぶれてしまうと思います。そういう意味では、まあ多少安くても危ないものを食べて健康障害が起こってもしようがないかという人も、それはその人の自由ですけれども、やはり安全・安心なもの入手するためにはそれなりのコストが必要ですよというようなことは、消費者としても認識しなければいけないのかなと、私自身は思っております。

以上、私の意見でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

中村副会長にまとめたお話をいただきましたので、まだまだ委員の皆様、いろいろご意見あると思いますけど、一応…じゃあ課長、どうぞお願いします。

(小野塚生活衛生課長)

今、中村先生からおっしゃっていただいた特定危険部位の除去についてですけれども、これについては2001年10月から特定危険部位については除去しなさいということで、と畜場で除去しています。その除去状況というのと畜場でのと畜検査員が履行状況を確認しています。当然今回20ヶ月以下は安全だよということの前提としては、当然特定危険部位は除去しているからだということも入っております。

(中村副会長)

すみません、私の申し上げ方が今一つよくなかったんですけれども、除去しているのは当然なんですけれども、その除去の過程で飛び散ってとか、そういったことがないようにきちんとご指導いただきたいと思います。よろしくお願いします。

(石井会長)

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

(山口農政部次長)

すみません、自主検査の部分で3-1のペーパーのところ、一番最後の方に県民や関係事業者等の意向と、それから他の自治体の状況という書き込みが、米印の上の2行にありますけれども。例えば先ほどちょっと触れたんですけれども、栃木県の牛が茨城県のと場でBSEだとわかったというような話がありますね。例えば私どもの県のと場でと畜検査をした場合に、栃木県で育成された牛を検査しているわけじゃないんですね。例えば栃木県でつくる牛の大部分は東京の市場に出荷されて、東京都のと畜場で検査をしてくれているんです。ですから例えば栃木県でも一番牛をたくさん殺しているのは宇都宮のと場だと思うんですけど、あれは宇都宮市がやってくれているんですね。ですから栃木県だけでやめるといふ話にはなかなかありませんので、その辺の事情はご理解いただきたいと思います。

(石井会長)

ありがとうございました。

きょうはBSEの問題も含めて委員の皆様からご意見を拝聴するというので、今後の行政に生かしていくということをごさいますして、結論を得るとか、そういったところまではいくということではごさいますせん。引き続きまた、この問題は非常に重要な問題でございいますので、委員の皆様方の貴重なご意見を賜りながら、行政側の参考にしていただければというふうに思っております。

時間も迫っておりますので、次のその他の「県内における食の安全・安心に関する事例」に進みたいと思います。事務局の方からご説明をお願いいたします。

(小森副主幹)

くらし安全安心課小森です。資料4の方の県内における食の安全・安心に関する事例について、報告させていただきます。

不適切表示に対するJAS法及び景品表示法に基づく措置の結果についてでございます。これは9月の10日に既に報道されております。概要について簡単に説明させていただきます。1ページをごらんください。

まず水煮のたけのこについてなんですけれども、これは農林水産省の食品表示110番に6月の時点で原材料表示に関する情報が寄せられました。これに基づきまして国から県に調査に入ってもらいたいというようなことで要請がございました。県では農政部及び県民生活部とともに、国の機関とともに7回にわたって、凍頂物産というのが栃木県の喜連川にございますが、こちらの方に立ち入りました。ここはこの事件で委託先ということになります。たけのこの水煮の製造についての委託元については、本社が大阪にある丸共という会社がございいます。この会社の東京支店がございまして、ここもこの水煮についての偽装をやっているということで、ここにつきましては現場への立ち入りではなく、国の方でやりました検査に基づいて調査を行いました。

これらに基づきまして調査を進めた結果、委託先である凍頂物産においては、委託元の丸共からの委託を受けて、水煮のたけのこについての表示を中国産ではなく、国産とか

徳島産とか、日本産という形で表示しました。このことにつきましては、凍頂物産及び丸共から確認を得ております。これに基づきましてJAS法及び景品表示法に基づきまして9月10日にそれぞれ表示の是正を求める指示をいたしました。10月9日に、是正の措置につきまして報告を求めるところでございましたが、9月22日になって凍頂物産で破産手続きに入りました。9月29日に至りまして、丸共本社の方でもやはり自己破産の申請をいたしております。

報告につきましては以上です。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

これは報道機関への提供資料というふうに表紙に書いてありますけれども、あんまり凍頂物産のニュースって聞かないんですけど、この辺はかなりインパクトはあったんでしょうか。

(小森副主幹)

たまたま事故米の報道と重なりまして、NHKのニュース等、民放等でも報道されましたが、事故米と比べますと余りにもインパクトの差がありました。

(石井会長)

そうですか。ありがとうございます。

ただいまのご説明で何かご意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

ご意見はまだまだたくさんあると思いますけれども、時間の関係もございますので、ここ为本日の議事を一応終了させていただきたいと思います。長時間にわたり熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございます。それでは時間の関係もございますので、この辺で進行を司会の方にお渡ししたいしたいと思います。よろしく申し上げます。

(田辺総括)

ありがとうございました。

ここで次回の開催日程等につきまして、事務局よりご説明させていただきます。

(亀山主幹)

次回の会議は来年2月ごろに予定しております。改めてご連絡を差し上げますので、委員の皆様にはお忙しいところ恐縮でございますが、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

(田辺総括)

以上をもちまして、第4回とちぎ食の安全・安心推進会議を終了させていただきます。本日はまことにありがとうございました。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

午前11時30分 閉 会